

## 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果と今後の課題

－特別区と多摩 26 市の現状を踏まえて－

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

総務省は 11 月 7 日、「平成 28 年度地方財政状況調査における基金の積立状況等に関する調査結果」を公表した。

### ■ 調査結果

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000515809.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000515809.pdf)

### ■ 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析（総務省自治財政局）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000515808.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000515808.pdf)

公表の当日、野田総務大臣は記者会見し、調査結果について次のように述べた。

### 【野田総務大臣記者会見発言】

本日、「基金の積立状況等に関する調査」の結果を公表しました。

基金残高の増加は、平成 18 年度末と平成 28 年度末の比較で 7.9 兆円で、その主な要因は、

- ・ 地方交付税の交付団体では、
  - (1) 国の施策や合併といった制度的な要因による増加が 2.1 兆円
  - (2) 公共施設等の老朽化対策や災害など、様々な観点での将来への備えの増加が 3.1 兆円となっています。
- ・ 東京都・特別区等の不交付団体の 2.7 兆円の増加は、主に将来への備えによるものでございます。

このほか、積み立ての方策としては、行革、経費節減等により捻出した額を積み立てていると回答した団体が最も多かったわけです。また、中期的な基金の増減見込みは、具体的な回答のあった基金の合計で 2.6 兆円の減ということになっています。

なお、東京都・特別区を除く全国の基金残高の水準は、現在、平成以降の平均と同程度で、近年、ほぼ横ばいということになります。

今後、年末の地方財政対策に向けては、地方が自由に使える一般財源総額をしっかりと確保してまいりたいと思います。

詳しくは、自治財政局にお尋ねください。

## 1. 調査対象と調査内容

### 1. 調査対象

#### (1) 団体

都道府県、市町村及び一部事務組合等（一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）

#### (2) 基金

財政調整基金、減債基金（※1）及びその他特定目的基金（※2）（以下、特定目的基金という。）

<基金の種類>

- ①財政調整基金（年度間の財源調整のために設置される基金）
- ②減債基金（地方債の償還を計画的に行うために設置される基金）
- ③特定目的基金（①、②の目的以外の特定の目的のために設置される基金）

### 2. 調査内容

- ・全基金共通：平成18年度末と平成28年度末の残高の状況、今後の中期的（3～5年）な増減見込み、積立ての方策
- ・財政調整基金：積立ての理由、積立ての考え方
- ・特定目的基金：基金の使途、基金の財源（国費、合併特例債等）

※1 満期一括償還地方債の償還財源に充てるために積み立てた額を除く。

※2 定額運用基金を除く。

## 2. 交付・不交付団体別の状況

【交付・不交付団体別】

交付団体 <sup>※1</sup>		16兆3,362億円	11兆760億円	5兆2,601億円	47.5%
道府県	(46団体)	4兆3,993億円	3兆1,605億円	1兆2,388億円	39.2%
市町村 <sup>※2</sup>	(2,962団体)	11兆9,369億円	7兆9,155億円	4兆214億円	50.8%
不交付団体 <sup>※1</sup>		5兆2,100億円	2兆5,262億円	2兆5,838億円	106.2%
東京都 <sup>※3</sup> ・特別区		4兆3,227億円	1兆8,069億円	2兆5,158億円	139.2%
その他の市町村	(76団体)	8,873億円	7,193億円	1,680億円	23.4%

【合併・非合併団体別<sup>※4</sup>（市町村のみ）】

合併団体	(588団体)	6兆5,624億円	3兆7,561億円	2兆8,063億円	74.7%
非合併団体	(1,130団体)	5兆2,725億円	3兆7,844億円	1兆4,880億円	39.3%

※1 交付団体・不交付団体は、平成28年度普通交付税算定による。以下同じ。

※2 一部事務組合等は、交付団体の市町村に計上している。以下同じ。

※3 東京都の基金残高は、平成28年度末で2.6兆円、平成18年度末で0.7兆円、増加額は1.9兆円、増加率は259.9%となっている。

※4 合併・非合併団体別の基金残高の合計額は、特別区及び一部事務組合等を含まないため、市町村の合計額と一致しない。

野田大臣は記者会見で、特に東京都・特別区等の不交付団体の状況に触れている。すなわち、不交付団体の基金残高に問題意識が表われているとみることができるが、上表の「交

付・不交付団体別の状況」をみると、必ずしもそうとも言えない。後述するように、不交付団体の増加率の高さは東京都が牽引しているからである。

この表で注目すべきは、不交付団体の増加率において東京都と特別区をのぞいた「その他市町村」の増加率は交付団体の半分程度だという事実である。また次項で分析するように、東京都と特別区を合わせて増加率を論じるのは作為的だということである。

### 3. 特別区の状況

総務省の2016年度（平成28年度）の算カードがようやく3月に公表され、全自治体の基金残高状況を把握することができるようになった。交付・不交付団体別一覧表のうち、特別区の平成28年度末と平成18年度末の団体別状況は以下のとおりである。

特別区における基金残高の状況

単位：百万円

特別区	平成28年度末				平成18年度末	増減額	増減率
	財調	減債	特定目的	合計			
千代田区	40,888		69,322	110,210	54,716	55,494	101.4
中央区	19,545		23,528	43,073	46,411	▲ 3,338	▲ 7.2
港区	72,258		74,861	147,119	104,236	42,883	41.1
新宿区	25,114	5,467	10,377	40,958	45,426	▲ 4,468	▲ 9.8
文京区	27,046	54	38,535	65,635	29,771	35,864	120.5
台東区	9,502	6,268	26,463	42,233	27,501	14,732	53.6
墨田区	8,604	109	8,384	17,097	9,849	7,248	73.6
江東区	31,945	3,096	56,235	91,276	60,821	30,455	50.1
品川区	17,660	11,122	62,867	91,649	61,055	30,594	50.1
目黒区	14,999	1,740	15,754	32,493	16,373	16,120	98.5
大田区	62,966	9,732	53,213	125,911	58,029	67,882	117.0
世田谷区	24,916	6,391	47,286	78,593	54,760	23,833	43.5
渋谷区	35,972		44,237	80,209	55,858	24,351	43.6
中野区	28,895	2,825	35,909	67,629	27,031	40,598	150.2
杉並区	36,353	14	8,044	44,411	56,541	▲ 12,130	▲ 21.5
豊島区	19,967	1,845	16,488	38,300	34,133	4,167	12.2
北区	15,723	1,508	38,234	55,465	34,963	20,502	58.6
荒川区	16,803	3,327	11,550	31,680	24,869	6,811	27.4
板橋区	19,085	156	28,767	48,008	28,948	19,060	65.8
練馬区	38,162	2,727	31,670	72,559	49,825	22,734	45.6
足立区	31,771	6,814	100,980	139,565	64,116	75,449	117.7
葛飾区	12,570	1,035	93,296	106,901	54,169	52,732	97.3
江戸川区	42,217	2,062	120,923	165,202	89,297	75,905	85.0
小計	652,961	66,292	1,016,923	1,736,176	1,088,698	647,478	59.5

特別区は上表のように、23区一律ではないことが特徴である。増加率が100%を超えているところ、すなわち28年度残高が17年度の倍以上になったところが5区（千代田区、文京区、大田区、中野区、足立区）がある一方、減額になっている区が3区（中央区、新宿区、杉並区）ある。平均でも59.55%の増加率であって、交付団体平均とあまり変わらない。基金残高の最も多い江戸川区は85.0%増であるが、港区は41.1%増にとどまっている。財政調整基金、減債基金、特別目的基金の残高構成もまた、23区それぞれである。

また、総務省の「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析」において作成された表（前ページ）においては、東京都と特別区を合わせて 139.2%の増加になっているが、東京都の基金残高は、平成 28 年度末で 2.6 兆円、平成 18 年度末で 0.7 兆円、増加額は 1.9 兆円、増加率は 259.9%となる。すなわち、この 10 年間の増加は東京都がきわめて多いことを認識すべきである。

#### 4. 多摩 26 市の状況

多摩 26 市の状況は以下のとおりである。

多摩 26 市における基金残高の状況

単位：百万円

多摩26市	平成28年度末				平成18年度末	増減額	増減率
	財 調	減 債	特定目的	合計			
八王子市	12,438	4	11,321	23,763	11,105	12,658	114.0
立川市	8,109		10,244	18,353	12,943	5,410	41.8
武蔵野市	21,083		33,223	54,306	28,675	25,631	89.4
三鷹市	3,073		8,910	11,983	9,387	2,596	27.7
青梅市	3,715		3,211	6,926	13,207	▲ 6,281	▲ 47.6
府中市	7,149		37,602	44,751	34,325	10,426	30.4
昭島市	3,442		6,499	9,941	6,769	3,172	46.9
調布市	5,123	43	11,148	16,314	13,076	3,238	24.8
町田市	7,529		5,991	13,520	21,276	▲ 7,756	▲ 36.5
小金井市	2,108		4,370	6,478	4,897	1,581	32.3
小平市	2,543	205	6,323	9,071	8,728	343	3.9
日野市	4,252	327	9,847	14,426	14,140	286	2.0
東村山市	3,723	18	5,755	9,496	3,290	6,206	188.6
国分寺市	1,589	3	2,809	4,401	7,848	▲ 3,447	▲ 43.9
国立市	1,935		3,441	5,376	4,339	1,037	23.9
福生市	2,700		5,306	8,006	8,071	▲ 65	▲ 0.8
狛江市	1,501	0	1,807	3,308	747	2,561	342.8
東大和市	2,081	656	882	3,619	881	2,738	310.8
清瀬市	1,368	0	2,600	3,968	1,201	2,767	230.4
東久留米市	4,348	0	2,314	6,662	3,885	2,777	71.5
武蔵村山市	683		2,887	3,570	6,129	▲ 2,559	▲ 41.8
多摩市	3,663		9,663	13,326	10,527	2,799	26.6
稲城市	2,656		2,673	5,329	11,322	▲ 5,993	▲ 52.9
羽村市	1,562	2	2,826	4,390	5,501	▲ 1,111	▲ 20.2
あきる野市	1,647	8	1,430	3,085	1,729	1,356	78.4
西東京市	3,266		3,073	6,339	10,700	▲ 4,361	▲ 40.8
小計	113,286	1,266	196,155	310,707	254,698	56,009	22.0

多摩 26 市も、23 区と同様に一律ではない。増加率が 100%を超えているところが 5 市（八王子市、東村山市、狛江市、東大和市、清瀬市）あるが、狛江市、東大和市、清瀬市などは平成 18 年度末の基金残高がきわめて少額であって、比較することの意味は小さい。また、減額となっている市は 8 市に及ぶ（青梅市、町田市、国分寺市、福生市、武蔵村山市、稲城市、羽村市、西東京市）。減額の理由は個々に異なるので、ここではその理由には立ち入らない。

多摩 26 市の平均増減率は 22.0%にとどまり、東京都と特別区を除く不交付団体の平均とほぼ同額のレベルであること、さらにそもそも基金残高の額が少ないことである。単純平均の基金残高は、23 区が約 777 億円であるのに対し、多摩 26 市の平均は約 115 億円であって、これも東京都と特別区を除く不交付団体の平均とほぼ同額のレベルである。減債基金を積んでいる市が少ないことも特徴である。

▽ ▽ ▽

2018 年度の税制改正において、財務省は自治体の基金残高の増加を論拠に地方交付税のあり方にメスを入れようとしたと言われている。結果的には見送られているが、2019 年度の税制改正の課題の 1 つとなる可能性があるとされている。

しかし東京は、特別区、多摩 26 市の状況は一律ではなく、23 区、多摩 26 市それぞれに抱えている課題も異なる。「富裕団体」からの地方税移転の議論は、正確な論拠と丁寧な議論が望まれる。